

地球温暖化対策実行計画

(平成29年度～平成33年度)

制定日	平成24年 4月 1日
改定日	平成25年 7月 5日
改定日	平成26年 7月 7日
改定日	平成29年 4月 1日

平成29年4月

佐賀東部水道企業団

改 定 履 歴

年月日	内 容 ・ 理 由
H24. 04. 01	制定
H25. 07. 05	職員の異動に伴い、組織図を改正した。 項目ごとの毎月の活動量で算出した二酸化炭素排出量の和で求めている年間二酸化炭素排出量を、項目ごとに積算した年間積算活動量から求める方法に改めた。
H26. 07. 07	組織図の改正。
H29. 04. 01	第1次実行計画（平成24年～平成28年）終了に伴い、第2次実行計画を策定した。

< < 目次 > >

1. 実行計画の目的	1
2. 実行計画の期間	1
3. 実行計画の目標	1
4. 取り組み措置の目標	2
5. 実行計画の推進体制	2

地球温暖化対策実行計画

1. 実行計画の目的

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇は、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、熱帯性の感染症の増加などの要因となっており、私たちの生活へ甚大な被害をもたらす可能性が指摘されています。

このようななか、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月より施行され、国、地方公共団体、事業者、国民の責務について明らかにするとともに、地方公共団体に対しては「温室効果ガスの抑制のための実施計画」の策定が義務づけられました。

このことを受け、佐賀東部水道企業団では、実行期間 平成24年から平成28年までの「佐賀東部水道企業団 地球温暖化対策実施計画」を策定し、水道水の安定供給という使命を遵守しつつ、自主的、かつ積極的に地球温暖化対策に取り組んで来ました。

この度、第1次実行計画の期間が終了したことから、これまでの実績及び社会状況を踏まえ、新たに「第2次佐賀東部水道企業団 地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。

2. 実行計画の期間

実施期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年間とします。

ただし、社会的動向を踏まえつつ、必要に応じて実行計画の見直しを行います。

3. 実行計画の目標

企業団の排出する温室効果ガスの99%以上が二酸化炭素であり、その排出量の約98%が電力使用によるものです。このことから、使用電力の削減を主なる活動として、二酸化炭素排出量抑制対策並びに省エネルギー対策に努めるとともに、公用車の効率的利用、ゴミの減量化、循環型オフィスづくり等の活動もあわせて行います。

なお、企業団では実行期間 平成24年度から平成28年度までの第1次佐賀東部水道企業団地球温暖化対策実行計画では、平成28年度における送水1m³当たりの二酸化炭素排出量（二酸化炭素排出量原単位）を0.203kg-CO₂/m³（平成22年度実績値）以下とする目標を定め、使用電力量の削減等に努めてきました。

表1. 二酸化炭素排出量原単位（単位：kg-CO₂/m³）

年度	H23	H24	H25	H26	H27
C02排出量原単位(C02kg/m3)	0.210	0.278	0.329	0.325	0.308

表2. 項目別二酸化炭素排出量原単位（単位：kg-CO₂/m³）

年度	H23	H24	H25	H26	H27
電気	0.207	0.274	0.325	0.321	0.305
ガソリン	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
ガス	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
A重油	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
軽油	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

しかし、第1次実行期間中に発生した東日本大震災以降、原子力発電に代わり火力発電の発電量が大幅に増加した結果、温室効果ガス排出量を算出するための排出係数が大きく増加し、送水1 m³当たりの二酸化炭素排出量が目標値を超過する高い値で推移しています。

今後の排出係数の挙動が不透明なこと、現設備での節減が概ね達成されていること、更に水の安定供給という使命を果たさなければならないことなどから、平成33年度における送水1 m³当たりの二酸化炭素排出量を0.329kg-CO₂/m³（平成25年度実績値）以下とする目標を定めます。

4. 取り組み措置の目標

佐賀東部水道企業団が取り組むべき目標としては、以下に示すとおりとします。

また、目標達成に向けての取り組みが適正かどうかを判断するために当該計画の実施状況を毎年度評価し、必要があれば措置の目標の見直しを行います。

- ① 省資源・省エネルギー対策の推進
 - ・浄水場及び他施設の効率的な運転の実施
 - ・不必要な照明の消灯の徹底
 - ・空調設備の適正な運転管理
 - ・省エネルギー型機器・装置の導入

- ② 公用車の効率的利用の推進
 - ・低公害車、低燃費車の導入
 - ・エコドライブ、アイドリングストップの徹底
 - ・タイヤの空気圧の適正化

- ③ ゴミの減量化・リサイクルの推進
 - ・コピー時の両面コピーや裏面使用の徹底
 - ・ミスコピーの防止
 - ・分別収集の徹底

- ④ 循環型オフィスづくりの推進
 - ・エコマーク・グリーンマーク製品など環境負荷の少ない備品・事務用品の購入
 - ・備品などの長期使用、再利用及びリサイクルの実施

- ⑤ 職員の取組みの推進
 - ・積極的な環境保全の取組みの実践
 - ・地域の環境保全行事への積極的な参加
 - ・環境保全に関するシンポジウム、研修会への積極的な参加

5. 実行計画の推進体制

佐賀東部水道企業団は、実行計画の効果的かつ円滑な推進を図るため、『地球温暖化対策推進委員会』を設置します。

(1) 地球温暖化対策推進委員会

地球温暖化対策推進委員会は、実行計画を策定するとともに実行計画の目標を設定し、各エネルギー管理責任者を通じ、目標の達成に向けた取り組み実施を指示します。

また、取り組みの結果を点検評価し、必要な場合は実施計画の見直しを行います。

地球温暖化対策推進委員会の組織は、『省エネルギー推進委員会』の兼務とし、企業長を委員長、浄水課長を副委員長、総務課長、営業課長、工務1課長、工務2課長、三養基営業所長を委員とします。

(2) 責任者

総務課長は、実行計画の責任者として取り組み措置の目標の達成に向けた実行計画の推進に努めるとともに、毎年6月末日までに取り組みの結果を事務局に提出します。

(3) 推進員

各係に推進員を置き、地球温暖化対策の取り組みが実践されるよう、職員への周知、指導を行います。また、推進員は係内の取り組み結果をとりまとめ、事務局に報告します。

推進員は各係長とします。

(4) 事務局

事務局は、推進員から報告された取り組み結果をとりまとめて総務課長に報告するとともに、総務課長から提出された取り組み結果を委員会に報告します。

(5) 公表

委員会は、実行計画での取り組み結果を公表するとともに、実行計画を策定または改正した場合も、速やかにこれを公表します。

推 進 体 制 図

